

無人航空機操縦者技能証明更新制度に係る関係告示及び通達の制定及び一部改正

(案)に係る意見公募の結果について

令和7年3月5日

<問い合わせ先>

航空局安全部無人航空機安全課

(内線 50158・50114)

TEL : 03-5253-8111 (代表)

国土交通省では、令和6年9月5日から令和6年10月4日までの期間において、無人航空機操縦者技能証明更新制度に係る関係告示及び通達の制定及び一部改正(案)に係る意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、14件の御意見を頂きました。

頂いた御意見とそれに対する国土交通省の考え方は別紙のとおりです。

今回の意見募集にあたり、貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

無人航空機操縦者技能証明更新制度に係る関係告示及び通達の制定及び一部改正（案）  
 に関する意見の募集に寄せられたご意見と国土交通省の考え方

（別紙）

【意見公募手続結果】

※無人航空機操縦者技能証明更新制度に係る関係告示及び通達の制定及び一部改正（案）に対し 14 件のご意見をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約、統合又は分割させていただいております。

※「登録講習機関の登録等に関する取扱要領」、「登録講習機関等監査実施要領」等の一部改正（案）と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

No.	ご意見	国交省の考え方	案の修正の有無
【別紙 1】「登録更新講習機関の登録等に関する取扱要領」関係			
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2（1）中の「(以下、単に)」は「(以下単に)」とすべき。(他の箇所も同様)</li> <li>・ 4の表題「等」及び14（1）（3）「又は技能証明書失効再交付講習事務」に取消線が引かれているものは不要。</li> <li>・ 本人確認書類について言及されている箇所は、住民票の写し等の他の書類よりも先にマイナンバーカードを明記すべき。</li> <li>・ 様式中の「印」は削除すべき。(コロナ時代の押印廃止を忘れたのか。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修正いたします。</li> <li>・ 誤記ですので削除いたしました。</li> <li>・ 記載の順番によって優劣はございませんので変更なしとさせていただきます。</li> <li>・ 国土交通大臣が発行する公的書類となりますので、証憑のため押印することとしております。</li> </ul>	有
2	無人航空機操縦士更新講習及び技能証明書失効再交付講習の登録申請において、無人航空機操縦士更新講習のみの申請は可能なのでしょうか。	不可となります。登録更新講習機関においては、更新講習事務と失効再交付講習事務の両方を行う必要がございます。	無

3	<p>登録更新講習機関の登録等に関する取扱要領の P17（経過措置）第 2 条について講師の条件ロに、「回転翼航空機（ヘリコプター）又は飛行機に関する講習を行う講師」との記載がありました。回転翼航空機（マルチローター）の追加は含まれないのでしょうか。業務の都合上、弊社登録講習機関の講師は一等の資格を未取得のため、一等の登録更新講習機関の講師を要件を満たしておりません。登録講習機関の登録等に関する取扱要領（令和 6 年 3 月 8 日 改正（国空無機第 233319 号）の（経過措置）第 2 条と同条件にご検討いただけますと幸いです。</p>	<p>登録講習機関の登録等に関する取扱要領（令和 4 年 9 月 5 日 国空無機第 193915 号）制定時の附則第 2 条の経過措置につきましては、登録講習機関並びに無人航空機操縦士技能証明の制度発足時には、技能証明を有し、講師要件をすぐに充足できる者が実質存在しなかったため、航空法第 132 条の 70 第 1 項の表中「これと同等以上の能力を有する者であること。」の規定に基づき、技能証明を有していない者に対しても、暫定的な講師の条件を定め、その条件を満たした者について登録を認める当該経過措置を設けておりましたが、制度開始から 2 年余りがたち、回転翼航空機（マルチローター）に係る技能証明については一定数発行実績があり、講師要件を満たすことは可能な環境となってまいりましたので、登録更新講習機関におきましては本取扱要領策定時より当該経過措置は回転翼航空機（マルチローター）に関しては設けておりません。回転翼航空機（ヘリコプター）と飛行機につきましては未だ発行実績が少ないことから、当該経過措置の対象として残しております。</p>	無
4	<p>法人については、法人番号についても提出を行わせた方が良いのではないかと考える（その方が各種行政機関においての各種の事務に有用であるので。）。（様式等についても法人番号の記載が行われるようなものにした方が良いのではないかとと思われる。）</p> <p>また、簡単な記述（チェックボックスでのチェック等）を行う形で良いのではないかとと思われるのではあるが、役員・管理者等又は経営に支配力を行使できる者（親会社や主要株主等）等が、暴力団員等（暴力団員又は暴力団、あるいはいわゆる半グレ等の他反社会勢力を抜けて 5 年等を経過しないもの。）ではない事について確約するような書類の提出もあるべきではないかと考える。</p>	<p>法人番号のご提出、並びに反社会的勢力との関係性がないことを要する書類の提出に関しましては、省令に定められた提出書類には当たらないためご提出は引き続き不要とさせていただきますが、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
5	<p>登録更新講習機関での講習料は、一律で国が決めて欲しい。</p> <p>登録講習機関の講習料は高すぎるのに、更新でも高額なお金がかかるのはあまりにも酷すぎる。</p>	<p>登録更新講習機関の講習費用については、登録講習機関の講習費用と同様に、国が設定することは想定しておりませんが、適切な額となるよう登録更新講習機関と連携してまいります。</p>	無
【別紙 2】「無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習実施要領」関係			

6	<p>別紙2の「無人航空機更新講習及び 技能証明書失効再交付講習実施要領」の「1-5」に「シミュレータ」とありますが、別紙1等他の行政文書では「操縦シミュレーター」としているとおもいますので、表現をあわせるとよいとおもいました。</p>	<p>修正いたします。</p>	<p>有</p>
7	<p>質問1 (1-2 について)  一等と二等を有する場合、受講はどのようになるのでしょうか。  ・ 一等のみ受講すれば良い？  ・ 一等、二等それぞれの受講が必要なのか？</p> <p>質問2 (1-3 について)  実地講習の実施対象は、技能証明の効力を停止された者のみでしょうか？</p> <p>質問3  1-7 実地講習は本要領に記載された順序で実施するものとし、1-7に記載されたやむを得ない事由により実地講習を中止する場合を除き、各講習科目の実地講習はその日に完了すること。  ⇒1-8の誤りでは？</p> <p>質問4 (1-8-7 について)  「おおむね30度以上」とは、  ・ 気温のことでしょうか？  ・ 室内にも適用されるのでしょうか？</p> <p>要望  シミュレータについて、実機による講習効果と同等であるものとして技術的要件（基準）を定めていただき、基準に適合したものを国土交通省として認定していただきたい。別件で、講習に関する事項とし</p>	<p>質問1  基本的に、技能証明の停止処分の有無に応じて異なり、停止処分を受けていない場合であって、一等と二等を有する場合には、一等の学科講習のみを受講いただくこととなります。停止処分を受けた場合であって、一等と二等を有する場合には、一等の学科講習を受講いただき、加えて、保有する無人航空機の種類に応じて、必要な実地講習をうけていただくことを想定しております。（例えば、回転翼航空機（マルチローター）の一等と回転翼航空機（ヘリコプター）の二等を有する場合は、回転翼航空機（マルチローター）の一等に係る実地講習と回転翼航空機（ヘリコプター）の二等に係る実地講習を受講いただくこととなります。）</p> <p>質問2  航空法第132条の53の第一項第3号、第4号及び第5号による停止処分（3カ月、6ヶ月又は1年のいずれか）を受けた方が対象となります。</p> <p>質問3  ご指摘ありがとうございます。誤記ですので修正いたします。</p> <p>質問4  無人航空機に対する横風の角度を想定しております。</p> <p>ご要望について</p>	<p>有</p>

	<p>て、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シミュレータは上記基準を適用する</li> <li>・講習会場は修了審査会場に準ずる</li> <li>・使用機体は修了審査で使用する機体を使用する</li> </ul> <p>と定めるべきではないでしょうか。限定解除のみ受講された講習生から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シミュレータの時間が多かった上に、操作感が実機と違い過ぎる</li> <li>・実機講習の会場の高さが低くて練習し難かった</li> </ul> <p>という不満を聞いたことがあります。</p> <p>以上、お願いします。</p>	<p>シミュレーターにつきましては、「登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示」の中でその要件の詳細を定めております。</p> <p>登録更新講習機関にて登録されるシミュレーターが要件を満たしているかどうかは、登録申請時の審査にて確認することといたします。</p> <p>また、ご記載いただいておりますご要望の二点目に関しましても、シミュレーター、実地講習に使用する空域や無人航空機につきましては「登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示」にて要件を定めております。</p>	
<b>【別紙3】「無人航空機操縦者技能証明に関する事務処理要領」関係</b>			
8	<p>更新の初期の頃は、手続きだけで更新でもいいのではないですか？</p> <p>ドローンルールはまだまだ整備中ですし。</p> <p>DIPS2.0の簡易カテゴリー判定も数パターンで間違いが入っているし、教則も間違った箇所が複数含まれています。</p> <p>こんな状況です。</p>	<p>身体状態は経年で変化しうること、また、無人航空機の技術革新のスピードは速く、無人航空機を安全に飛行させるために求められる知識・能力も変化することから、身体適性検査の受検等による身体状態の確認と、直近の無人航空機に関する制度の変更内容、無人航空機のルールに関する重要事項、事故事例の紹介等、最新の知識・能力を修得させるための講習の修了を求めることとしております。</p>	無
9	<p>技能証明書の取得や更新について厳しい要件を定める一方で、ルールを知ろうともせずに無資格で無人航空機を操縦する一般人や訪日旅行者が少なくないと思う。ルールを守らない人たちの取締りを強化してほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、関係機関と連携してまいります。</p>	無
その他			
<p>その他、誤記修正、規定ぶりの形式的な変更など軽微な修正を行うこととしました。</p>			